

一般廃棄物処理基本計画（案） （ごみ処理基本計画）

ごみを減らそう プロジェクト 970

～ 1人1日あたりのごみ排出量970gを目指します ～

平成27年11月 会津若松市
<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

一般廃棄物処理基本計画(素案)の目次

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨	P1
(2) 計画の位置付け	P2
① 他計画等との関係	P2
② 計画の対象地域	P3
③ 計画期間	P3

2 市勢の概況

(1) 位置・面積・気候	P4
(2) 人口動態	P5
(3) 産業の動向	P6

3 ごみ処理の実態

(1) ごみ処理行政の変遷	P7
(2) 一般廃棄物処理施設	P8
① 中間処理施設	P8
② 中間処理施設(資源化施設)	P8
③ 最終処分施設	P9
(3) ごみ処理フロー	P10
① 生活系ごみの分別区分と出し方	P10
② 生活系ごみの収集体制	P11
③ その他のごみの処理体制	P11
④ 事業系ごみ(一般廃棄物)の処理体制	P12
(4) ごみ排出量の推移	P13
(5) ごみ処理経費	P15

4 前計画の評価と課題

(1) ごみ減量化の評価と課題	P18
(2) リサイクルの評価と課題	P19

5 計画の基本方針と目標

(1) 基本理念	P20
(2) 計画の基本方針	P21
① 2Rの推進	P21
② 分別の徹底による最終処分量削減の推進	P21

③ 市民・事業者との対話による相互理解の推進	P21
(3) 計画の目標 ～ ごみを減らそう！プロジェクト970 ～	P22
(4) ごみの適正処理	P24

6 ごみ減量化施策

(1) 市民が取り組むこと	P25
(2) 事業者が取り組むこと	P27
(3) 市が取り組むこと	P29
(4) ごみ減量化の協働体制	P31

7 持続可能なごみ処理体制の構築

(1) ごみの処理体制に関する基本方針	P32
① 対象区域	P32
② 処理対象ごみ	P32
③ 収集・運搬計画	P32
④ 中間処理・最終処分	P33
⑤ 一般廃棄物会計基準によるコスト分析	P33
(2) 許可計画	P33
(3) ごみ処理有料化	P33
(4) その他必要な事項	P34
① 適正処理困難物等に関する基本方針	P34
② 事業系一般廃棄物の排出指導に関する基本方針	P34
③ まちの美化に関する基本方針	P34
④ 不法投棄の防止に関する基本方針	P34
⑤ 災害廃棄物に関する基本方針	P34
⑥ 在宅医療廃棄物に関する基本方針	P34
⑦ その他の事項	P34

8 計画の進行管理

(1) 実施計画の策定(Plan)	P35
(2) 環境施策等の取り組み推進(Do)	P35
(3) 取り組み状況の点検・評価(Check)	P35
(4) 事業等の見直し(Action)	P35

9 用語解説等

	P36-37
--	--------

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

平成17年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成18～27年度、以下、「前計画」という。）においては、1人1日あたりごみ排出量（集団回収資源物を除く）を988g、リサイクル率（※1）を17.0%に設定し（注1）、循環型社会形成推進基本法をはじめリサイクル推進のための各種法制度に基づき、ごみの減量化を進めてきました。

近年、経済のグローバル化の進展や少子高齢化の進展、インターネットの普及によるコミュニケーションの変化等により、私たちの消費のあり方や生活は日々変化し続けています。

また、平成23年3月11日に発生した、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故による災害等廃棄物や放射性廃棄物の発生と処理の困難さは、私たちに安全で円滑なごみ処理の重要性を改めて知らしめました。

このような社会状況の変化や災害・事故への対応を踏まえ、市民の良好な生活環境を支え、より発展させていくため、将来目指すべきごみ処理行政の姿を明らかにし、基本理念や目標を設定し、その実現のために重点的に取り組む施策などを整理し、計画を抜本的に見直すものです。

（注1）前計画では、平成22年度に中間見直しを行い、計画期間はそのままに、目標値や施策を見直した「後期計画」の策定を行ないました。

● 後期計画での変更点

- ・計画目標：1人1日あたりのごみ排出量 1,090g→988g
リサイクル率 20.1%→17.0%
- ・基本施策：「学校給食施設の生ごみリサイクル推進」を追加

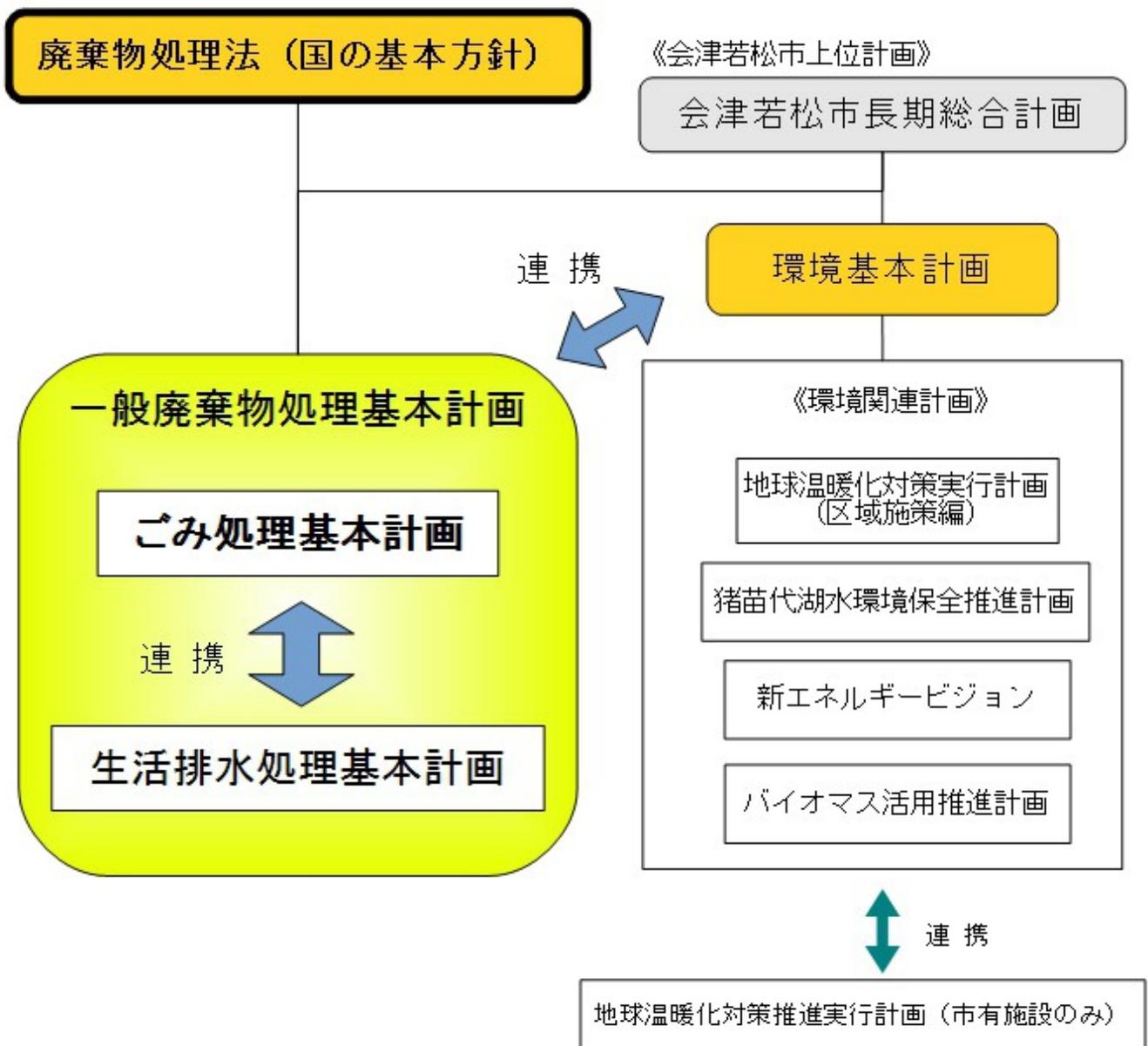
(2) 計画の位置付け

①他計画等との関係

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき、会津若松市（以下、「本市」という。）が循環型社会の形成を目指し、一般廃棄物（※2）の排出抑制と適正処理を進めるために必要となる考え方や基本的な方向性を定めるものです。

なお、計画の策定にあたっては、「会津若松市長期総合計画」や「会津若松市環境基本計画」をはじめ、関連する計画との整合を図ることとします。

<< 一般廃棄物処理基本計画(平成28年～平成37年)策定イメージ >>



②計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

③計画期間

本計画の期間は、平成28年度～平成37年度までの10年間とします。

なお、本計画は概ね5年で見直しを行うものとし、社会経済情勢やごみ排出量の変化、又は諸条件に変動があった場合には必要に応じて見直しを行います。

2 市勢の概況

(1) 位置・面積・気候

本市は、福島県の西部、会津盆地の東南にあり、東京から約300km、県都福島市から約100kmの距離にあります。

東は猪苗代湖を境とし、南は布引山・大戸岳を境とした諸山岳が壁をなし、西は会津平坦部を縦断する宮川を境とし、北は日橋川を境としています。

(市役所庁舎は、おおむね東経139度55分47秒、北緯37度29分41秒に位置)

市域面積は383.03km²。地形は、東西に20.5km、南北に28.9km、海拔は218.32mであり、東西に短く、南北に長い地形です。

また、市域のうち山林面積が約45%を占め、地域の北西にある市街地は、中心を湯川が流れ、東から西へ緩やかな傾斜をなしており、地質は主に石英安山岩で、沖積層からなっています。

気候は、内陸盆地特有の複雑な様相を示し、冬期は日本海側の気候となり好天が少なく降雪量が多く、夏期は太平洋側に近い気候を示します。また、春秋にはこれに内陸型の気候条件が加わり、日中と夜間の気温差が激しくなります。

平年の日最高気温(8月)は30.6℃、日最低気温(1月)は-3.7℃で、年間降水量は1213.3mm、年間日照時間は1,613.2時間、年間降雪量は478cmです。

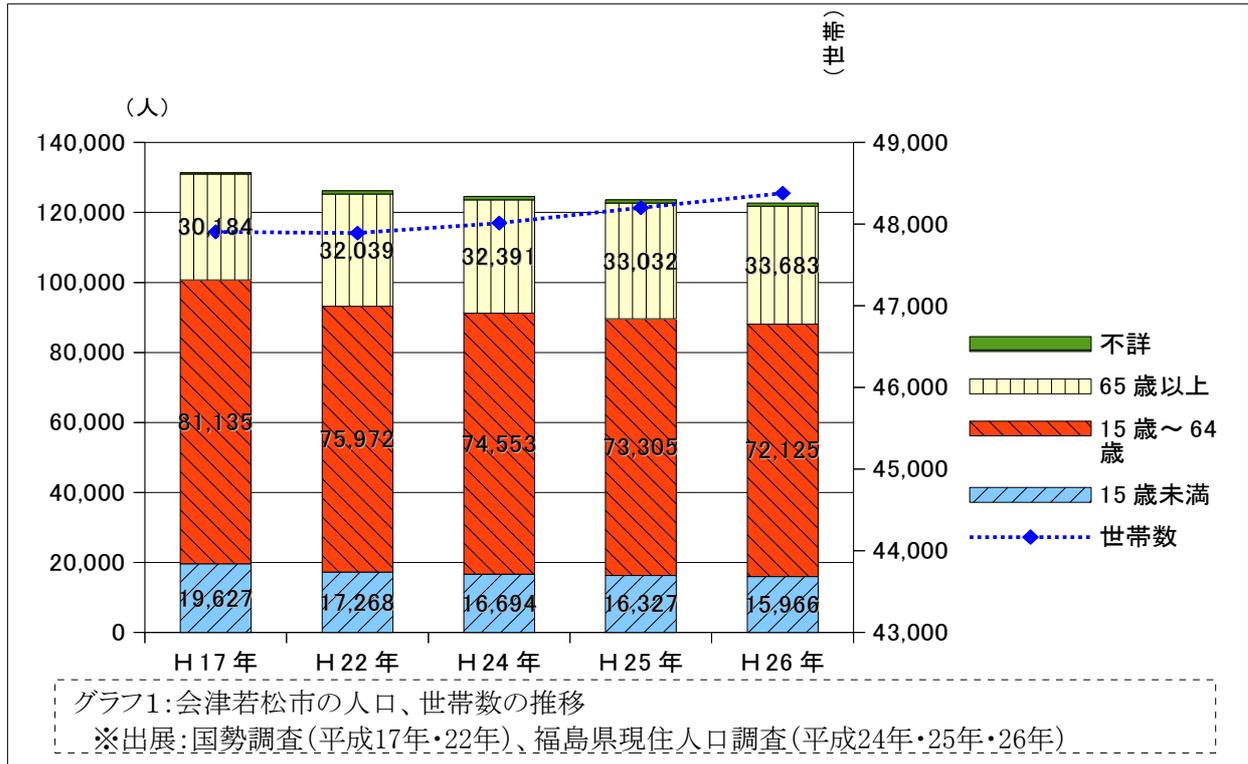


(2) 人口動態

本市の総人口は121,689人（平成27年10月現在、現住人口）であり減少傾向にあります。

一方、世帯数は48,630世帯（平成27年10月現在、世帯数）と微増傾向にあり、1世帯あたりの人員は約2.5人と減少が進みいわゆる核家族化が進んでいます。こうした傾向は全国的な人口動態と同様です。

また、高齢化率は27.7%（平成26年10月現在比）と全国平均26.0%をやや上回っており、今後も、年少人口や生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加すると予想されます。



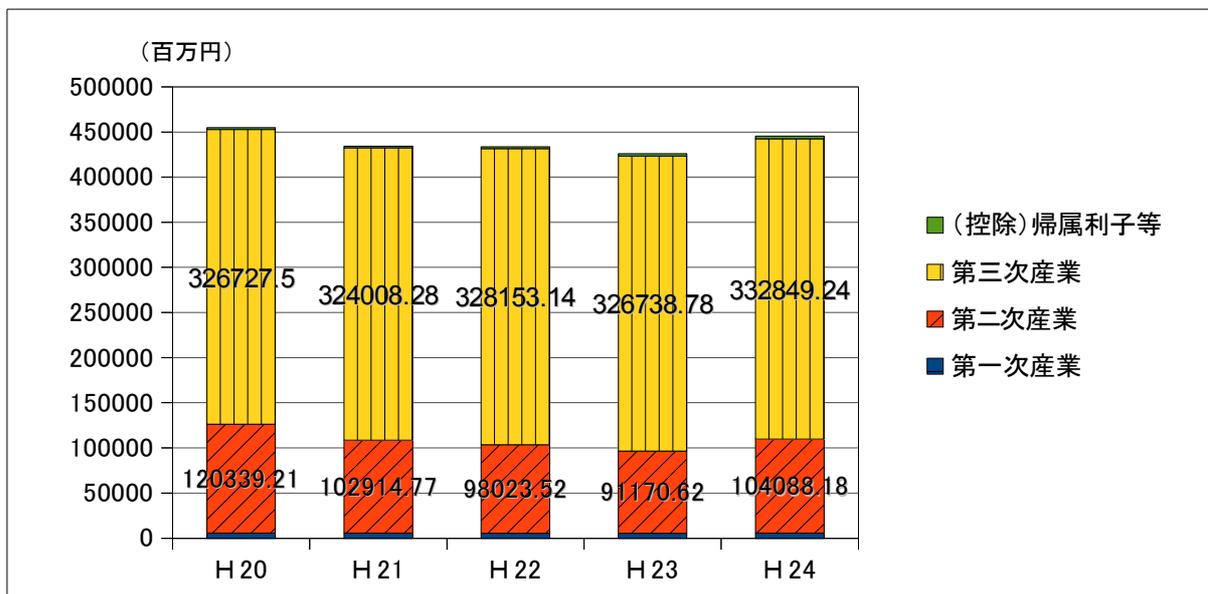
年 齢	平成17年			平成22年			平成24年			平成25年			平成26年		
	総数	男	女												
15歳未満	19,627	9,940	9,687	17,268	8,722	8,546	16,694	8,500	8,194	16,327	8,353	7,974	15,966	8,167	7,799
15歳～64歳	81,135	40,262	40,873	75,972	37,833	38,139	74,553	37,066	37,487	73,305	36,460	36,845	72,125	35,873	36,252
65歳以上	30,184	11,951	18,233	32,039	12,722	19,317	32,391	12,932	19,459	33,032	13,254	19,778	33,683	13,657	20,026
不詳	443			941			941			941			941		
合計	131,389	62,153	68,793	126,220	59,277	66,002	124,579	58,498	65,140	123,605	58,067	64,597	122,715	57,697	64,077
年齢別割合(%)															
15歳未満	14.9	15.9	14.1	13.8	14.7	12.9	13.5	14.5	12.6	13.3	14.4	12.3	13.1	14.2	12.2
15～64歳	61.8	64.5	59.3	60.6	63.8	57.8	60.3	63.4	57.5	59.8	62.8	57.0	59.2	62.2	56.6
65歳以上	23.0	19.1	26.4	25.6	21.5	29.3	26.2	22.1	29.9	26.9	22.8	30.6	27.7	23.7	31.3
75歳以上	11.1	8.3	13.6	13.7	10.3	16.7	14.3	10.6	17.6	14.6	10.9	18.0	14.8	10.9	18.3
世帯数	47,905			47,891			48,013			48,201			48,379		
一世帯あたりの人数	2.74			2.64			2.59			2.56			2.54		

注) 数値は合併後の値。
 資料: 国勢調査(平成17年・22年)、福島県現住人口調査(平成24年・25年・26年)

表1: 会津若松市の人口、世帯数の推移

(3) 産業の動向

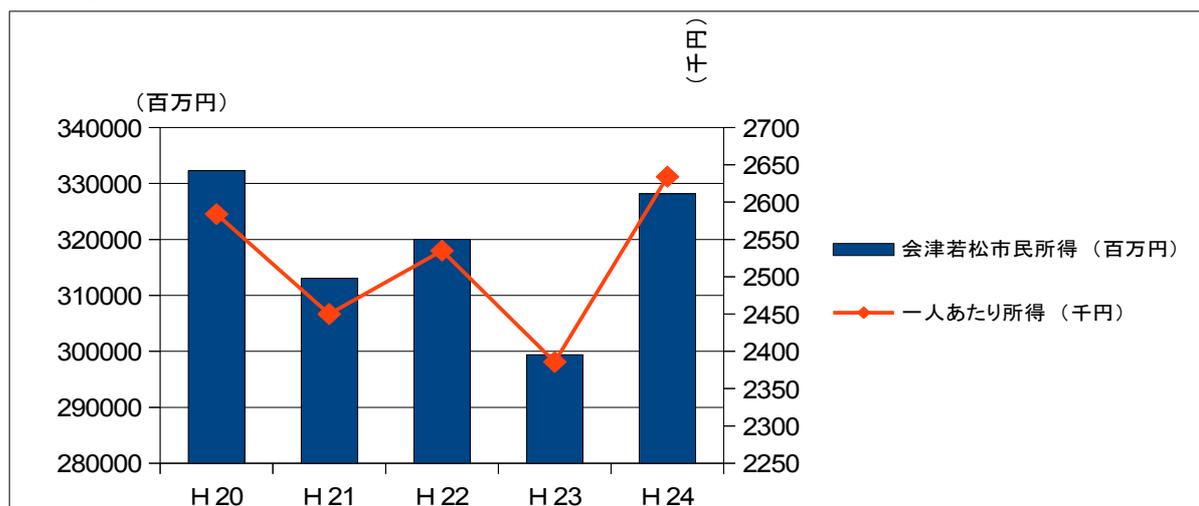
本市の総生産は流通の変化や景気低迷の影響を受け、減少傾向にあります。ここ数年は、景気の回復や交流人口の増加による消費の拡大、積極的な企業誘致などにより、ここ数年はほぼ横ばいで推移していくと予想されます。



項目	H20	H21	H22	H23	H24
総生産	454,975	434,382	433,757	425,904	445,502
第一次産業	5,792	5,667	5,581	5,429	5,601
第二次産業	120,339	102,915	98,024	91,171	104,088
第三次産業	326,728	324,008	328,153	326,739	332,849
(控除)帰属利子等	2,116	1,792	1,999	2,566	2,963

表2:会津若松市の産業別総生産の推移
※出展:福島県市町村所得推計

また、市民所得は、ここ数年は、長引く景気の低迷等の影響から減少傾向にありましたが、昨今の景気回復傾向や地域経済の活性化などにより、今後はゆるやかに回復すると予想されます。



	H20	H21	H22	H23	H24
会津若松市民所得 (百万円)	332,318	313,031	319,993	299,397	328,161
一人あたり所得 (千円)	2,584	2,450	2,535	2,386	2,634

表3:会津若松市民所得の推移 ※出展:福島県市町村所得推計

3 ごみ処理の実態

(1) ごみ処理行政の変遷

本市におけるごみ収集は、昭和13年10月に、各家庭のごみ箱から不定期に収集する方法が始まりました。当時はごみ収集車に鐘やオルゴールを付け、収集に来たことを市民に知らせていました。

その後、高度経済成長に伴う公害問題の解決が全国的な課題となり昭和45年、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）』が制定されごみの処理について、生活系ごみは市が、事業系ごみは排出者である事業者がそれぞれ責任を持って処理することとなりました。

それを受け本市では、昭和46年4月に各家庭用のポリバケツ方式、コンクリート製ごみ箱方式を廃止し、ごみステーション方式による全市一斉の可燃ごみと不燃ごみを分別した袋詰め定日収集を開始しました

平成に入ると、ごみ問題は公害問題から、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済モデルが地球環境へ大きな負荷を与える、という世界規模の問題へと変化していきます。世界中で省資源化やリサイクルによる「資源循環型」の経済モデルへの転換が叫ばれ、日本では平成3年に『再生資源の利用の促進に関する法律（現：資源の有効な利用の促進に関する法律）』が平成9年に『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器リサイクル法）』が施行されます。

この情勢に対応するかたちで、本市では平成9年8月から「ペットボトル」や「かん類」「びん類」等の分別収集を開始、平成18年10月に「プラスチック製容器包装」を収集品目に追加し、平成26年現在、7種14分別によりごみ資源物の分別収集を行っています。

また、ごみの収集運搬については、昭和45年から一部民間委託を開始し、平成9年に「燃やせるごみ」を全面委託、平成13年に「燃やせないごみ」「資源物」を全面委託しました。



画像：市広報映画『ゴミのない街づくり』（昭和39年製作）より抜粋

(2) 一般廃棄物処理施設

本市は、単独での一般廃棄物処理施設を設置していません。

ごみの焼却や資源化（中間処理）、埋め立て処分（最終処分）は、本市を含めた10市町村で構成する一部事務組合「会津若松地方広域市町村圏整備組合」が運営する一般廃棄物処理施設で行われています。

なお、会津若松地方広域市町村圏整備組合の処理施設は以下のとおりです。

①中間処理施設

<p style="text-align: center;">ごみ焼却施設</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内
	炉型式	全連続燃焼式機械炉
	処理能力	225 t / 24 時間 (75t / 24 時間 × 3 炉)
	総事業費	4,287,937 千円
	工場棟	鉄筋コンクリート・鉄骨造 地上6階、地下1階
	煙 突	外筒＝鉄筋コンクリート造 内筒＝鋼板製（3本）・地上高59m
	建設年	昭和63年12月

<p style="text-align: center;">不燃ごみ破碎処理施設</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内
	処理方法	圧縮・剪断・衝撃破碎方式
	処理能力	50 t / 5 時間 (10t / 時間)
	総事業費	253,245 千円
	破碎棟	鉄筋コンクリート・鉄骨造 地上2階
	搬出・選別棟	鉄骨造 地上2階
	建設年	昭和53年3月

②中間処理施設（資源化施設）

<p style="text-align: center;">リサイクルセンター</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内	
	処理能力	2 t / 5 時間 (ペットボトル減容機)	
	保管可能量	ガラスびん（無色）	43m ³
		ガラスびん（茶色）	43m ³
		ガラスびん（その他）	43m ³
		ペットボトル	71m ³
総事業費	114,994 千円		
建屋構造	鉄骨造平屋建		
建設年	平成10年1月		

<p>ストックヤード</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内
	処理能力	13.6t/5時間×1基(減容機)
	保管可能量	受入ヤード 906m ³ 成品ヤード 136m ³
	総事業費	173,889千円
	建屋構造	鉄骨造平屋建
	建設年	平成17年3月

③最終処分施設

<p>沼平第二最終処分場</p> 	所在地	耶麻郡磐梯町大字更科字沼平地内
	埋立容量	151,480m ³
	埋立面積	14,870m ²
	総事業費	2,073,749千円
	しゃ水構造	二重しゃ水シート シートの電氣的漏水検知装置
	透水管	107m(300mm)・73m(600mm)
	水処理能力	40m ³ /日
	建設年	平成14年3月

(3) ごみ処理フロー

①生活系ごみの分別区分と出し方

分別区分		収集容器	規格・寸法等	備考
燃やせるごみ		透明または半透明の袋(指定無し)	・45ℓまで ・剪定枝は1本の長さ60cm、太さ10cm以内	同様のレジ袋も可
燃やせないごみ		同上	・45ℓまで ・袋に入らないものはそのまま出す	同上
かん類	スチールかん	網かご	800mm × 800mm × 800mm	
	アルミかん	同上	同上	
びん類	無色ガラスびん	プラスチック製コンテナ	500mm × 350mm × 300mm	
	茶色ガラスびん	同上	同上	
	その他ガラスびん	同上	同上	
プラスチック類	ペットボトル	網かご	900mm × 900mm × 900mm	
	プラスチック製容器包装			
古紙類	新聞紙	なし	なし	ひもでしばって出す
	雑誌・雑がみ	なし	なし	①ひもでしばって出す ②紙袋に入れて出す
	ダンボール	なし	なし	ひもでしばって出す
	紙パック	なし	なし	同上
粗大ごみ・リサイクル品		なし	・1人で運べない 大きさ、重さ ・2m以内	・申し込み制 ・1回につき3点まで

②生活系ごみの収集体制

ア ごみ・資源物ステーション

本市では、効率的なごみ収集を行なうため、ステーション方式を採用しています。

ごみステーションは20～30世帯につき1ヶ所、資源物ステーションは50世帯につき1ヶ所を目安に各町内会が場所を選定し、市の承認を受けて利用しています。

市内のごみ・資源物ステーションの数は約4,000ヶ所（ごみ専用ステーション約2,500ヶ所、資源物専用ステーション約200ヶ所、ごみ・資源物共用ステーション約1,300ヶ所）です。

ごみステーションの清掃や維持管理は、設置した町内会等、住民が行います。

なお、ごみ・資源物ステーションの整備にかかる経費については、補助を行っています。

イ 収集体制

本市ではごみ・資源物ステーションからの収集運搬は民間委託、「粗大ごみ」は直営で実施しています。

収集頻度や車両台数は以下のとおりです。

分別の種類	実施方法	収集車両	車両台数	収集頻度
燃やせるごみ	民間委託	パッカー車	23	毎週2回
燃やせないごみ		ダンプ	9	毎月2～3回
びん類		トラック	9	毎月2～3回
かん類			5	毎月2～3回
古紙類			9	毎月2～4回
ペットボトル		パッカー車	5	毎月2～3回
プラスチック製容器包装		パッカー車	7	毎週1回
粗大ごみ	直営	トラック	3	毎週1回

③その他のごみの処理体制

ア 一時多量ごみ

引越しや大掃除等でごみステーションに出し切れない量のごみが一度に発生した場合は、排出者の責任において、本人が直接、会津若松地方広域市町村圏整備組合の処理施設（環境センター）へ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者へ委託するか、のいずれかの方法で処理しています。

イ 特定家庭用機器一般廃棄物（家電4品目）

「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」に基づき、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等は、小売店又は排出者の責任においてリサイクルしています。

ウ メーカーの自主回収・リサイクルが行なわれている物

家庭用パソコン、オートバイ、家庭用消火器、充電式乾電池、ボタン型電池、インクカートリッジ等、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年四月二十六日法律第四十八号）」に基づきメーカーが自主回収制度によりリサイクルしている製品は、小売店又は排出者の責任においてリサイクルしています。

エ 適正処理困難物

一般廃棄物処理施設では処理できない、いわゆる「処理困難物」については、ベッドスプリング、物干し台、漬物石等の日常生活で使用する物については市の責任で、コンクリートやレンガ、外壁材等の建築資材、農薬等の薬品、バッテリーやボイラー等の機械器具類等は小売店又は排出者の責任において、それぞれ民間の処理業者に委託して処理しています。

オ 小動物の死体

道路上等で死亡した犬、ねこ等及び、家庭で飼っていた犬やねこの死体について、回収し、専用の焼却炉で焼却処理を行っています。

なお、ペットについては、処理1体につき 1,020 円、収集1回につき 1,020 円の手数料を徴収しています。

	導入年月	昭和 63 年 10 月
	焼却能力	50kg/時間
	容量	W650mm × L1,300mm × H550mm
	電力	自動車エンジン直結型発電機又は家庭用 100V 電源を使用
	概要	犬、ねこ等の死体焼却を目的とし、2t 車に搭載した移動式の焼却炉である

カ 川ざらい土砂

地区の一斉清掃により排出された川ざらい土砂は、専用の「土砂ピット」に一時保管し、水分を除去後にごみ類を取り除く「ふるい分け」を行い、一般廃棄物として、会津若松地方広域市町村圏整備組合の最終処分場へ埋立て処理しています。

④事業系ごみ（一般廃棄物）の処理体制

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）」に基づき、事業活動により生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は事業者の責任において適正に処理する必要があります。

本市では、会津若松地方広域市町村圏整備組合の処理施設（環境センター）へ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者へ委託するかいずれかの方法で処理しています。

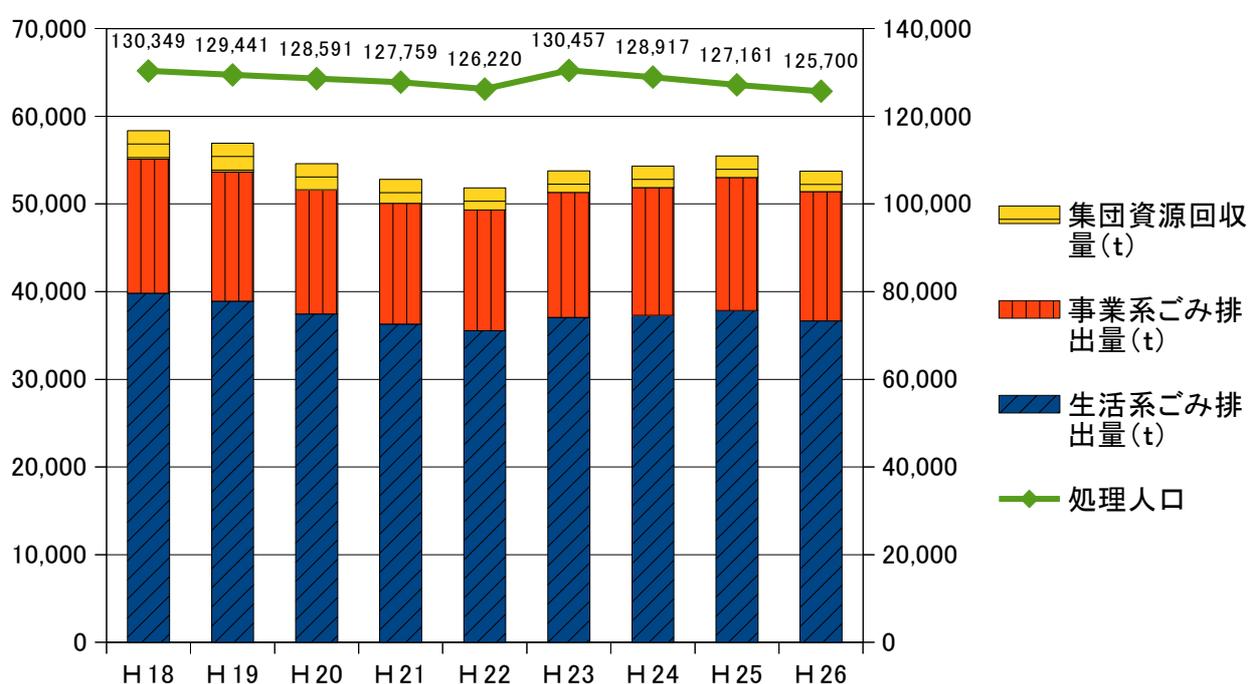
事業系ごみの 処理手数料	焼却するもの 10kg につき 80 円 破砕するもの 10kg につき 170 円	環境センター条例 ※平成 26 年 7 月施行
-----------------	---	----------------------------

(4) ごみ排出量の推移

前計画の中間見直し（後期計画の策定）を行なった平成22年度まではごみ排出量が減少傾向にありましたが、東日本大震災が発生した平成23年度以降、増加傾向に転じ、平成26年度には再び減少しています。

この排出量の一時的な増加は県内の他市町村でも見られ、そうした県内の状況や市民の排出実態等を考慮すると、東日本大震災等による影響と考えられます。（詳細は、「【資料2】ごみの増加要因の分析」を参照）

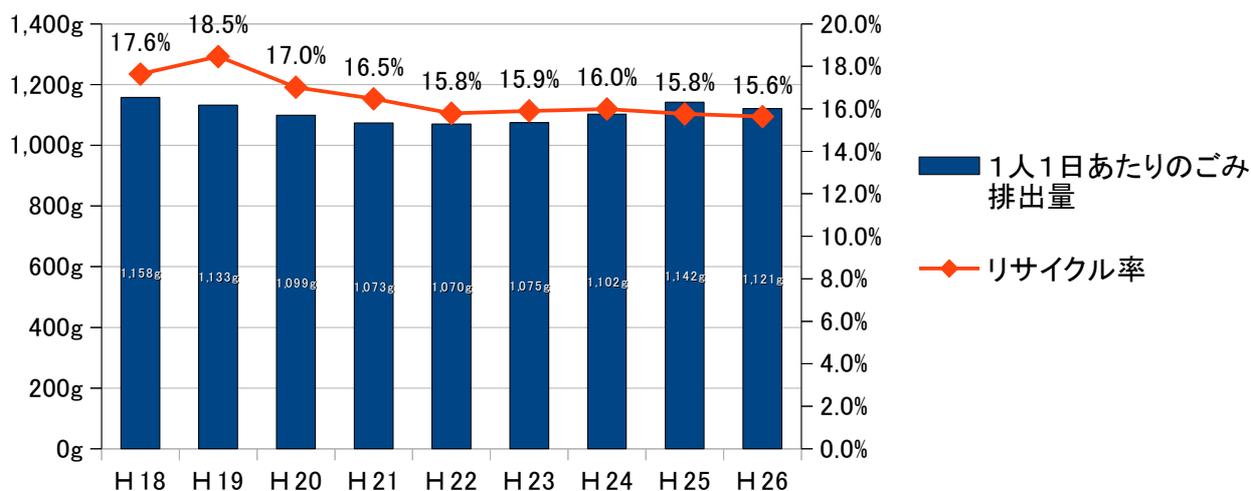
◆ グラフ・表 4-1 ごみ排出量の推移



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
処理人口(人)	130,349	129,441	128,591	127,759	126,220	130,457	128,917	127,161	125,700
生活系ごみ排出量(t)	39,828	38,892	37,455	36,292	35,543	37,047	37,295	37,850	36,660
事業系ごみ排出量(t)	15,265	14,767	14,149	13,762	13,760	14,267	14,564	15,162	14,758
集団資源回収量(t)	3,265	3,256	2,980	2,744	2,517	2,453	2,464	2,457	2,339

※平成23年度からは本市への避難者も含まれます。

◆ グラフ・表 4-2 1人1日あたりのごみ排出量とリサイクル率の推移



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1人1日あたりのごみ排出量 (g)	1,158	1,133	1,099	1,073	1,070	1,075	1,102	1,142	1,121
リサイクル率 (%)	17.6%	18.5%	17.0%	16.5%	15.8%	15.9%	16.0%	15.8%	15.6%

※ リサイクル率の伸び悩みの要因

平成20年度以降、本市のリサイクル率は伸び悩みを見せています。これは、容器包装リサイクル法（※）等の法令に基づき、製造事業者の商品そのものの軽量化・省資源化の影響があるものと考えられます。

《資源物の軽量化の実績》

素材	指標	2013年度実績 (2004年度比)	2006年度からの 累計削減量
ガラスびん	1本あたり平均重量	1.7% 軽量化	163千トン
PETボトル	指定PETボトル全体	14.1% 軽量化	333千トン
紙製容器包装	総量	9.6% 削減	915千トン
プラスチック製容器包装	削減率	13.0% 削減	61.7千トン
スチール缶	1缶あたり平均重量	5.7% 軽量化	140千トン
アルミ缶	1缶あたり平均重量	4.1% 軽量化	60千トン
飲料用紙容器	牛乳用500ml紙パック	1.6% 軽量化	419トン
ダンボール	1㎡あたり平均重量	3.8% 軽量化	1,310千トン

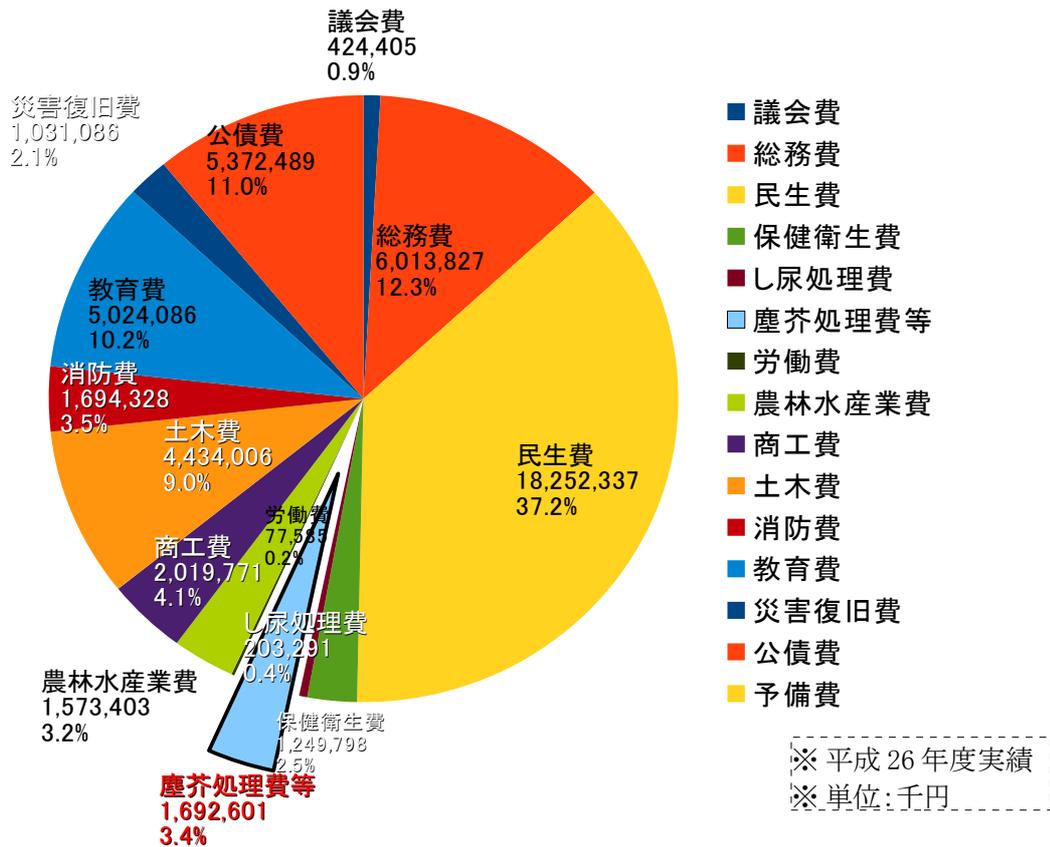
(データ:『日本容器包装リサイクル協会ニュースNo. 68』P3 参照)

(5) ごみ処理経費

本市のごみの収集から焼却や資源化、埋立て処理といったごみ処理の全体にかかる経費は約17億円で、市の歳出（約490億円）の約3%程度で推移しています。

今後、長期的には人口減少等により、市の歳入財源が減少し、現状と同じ収集体制とした場合は、相対的にごみ処理経費が高くなることも予想されます。

◆ グラフ・表 4-3 市の財政に占める塵芥処理費等(ごみ処理経費)の割合



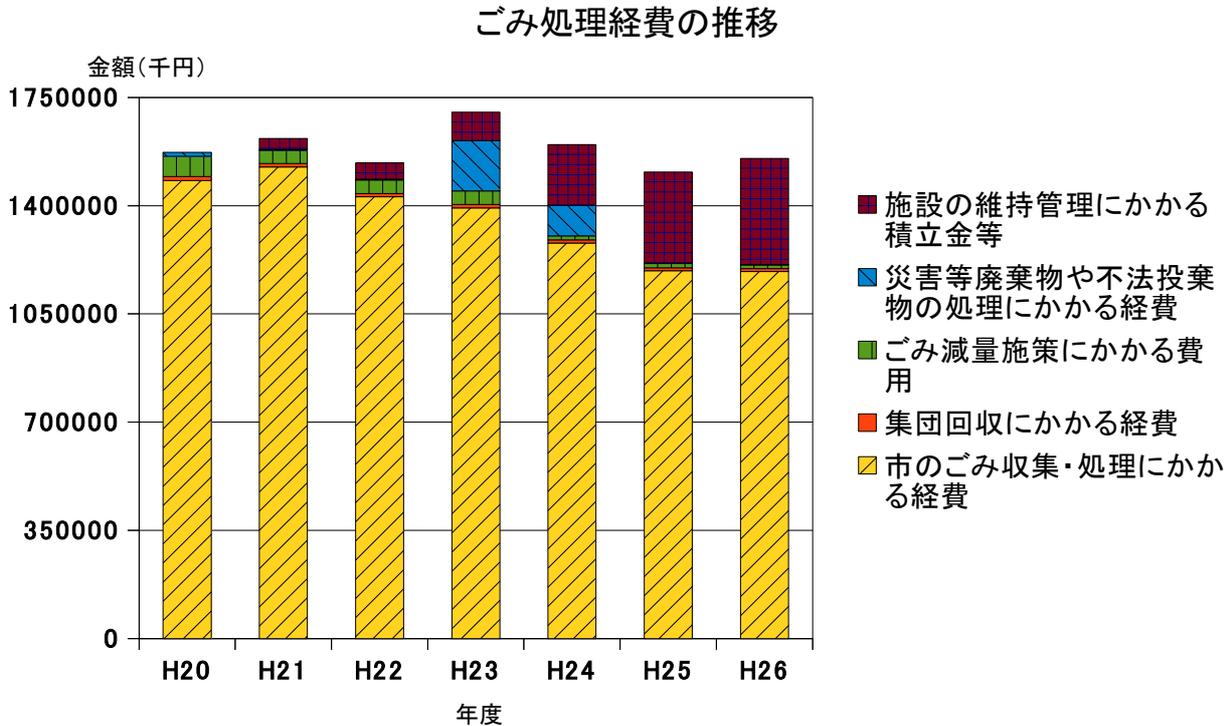
項目	H26		
	金額(千円)	構成比	
議会費	424,405	0.9%	
総務費	6,013,827	12.3%	
民生費	18,252,337	37.2%	
衛生費	保健衛生費	1,249,798	2.5%
	し尿処理費	203,291	0.4%
	塵芥処理費等	1,692,601	3.4%
労働費	77,585	0.2%	
農林水産業費	1,573,403	3.2%	
商工費	2,019,771	4.1%	
土木費	4,434,006	9.0%	
消防費	1,694,328	3.5%	
教育費	5,024,086	10.2%	
災害復旧費	1,031,086	2.1%	
公債費	5,372,489	11.0%	
予備費	0	0.0%	
合計	49,063,013	100.0%	

◆ グラフ・表 4-4 ごみ処理経費の推移

本市では、環境省が定めた『一般廃棄物会計基準』という、企業会計の考え方を採り入れた経費の計算方法を用いて、ごみ処理にかかるコストを分析しています。

過去5年間のごみ処理経費の推移は以下のとおりです。

※平成23年度、24年度は、東日本大震災によって発生した災害等廃棄物（土壁、コンクリートブロック等）の処理にかかった経費が含まれます。



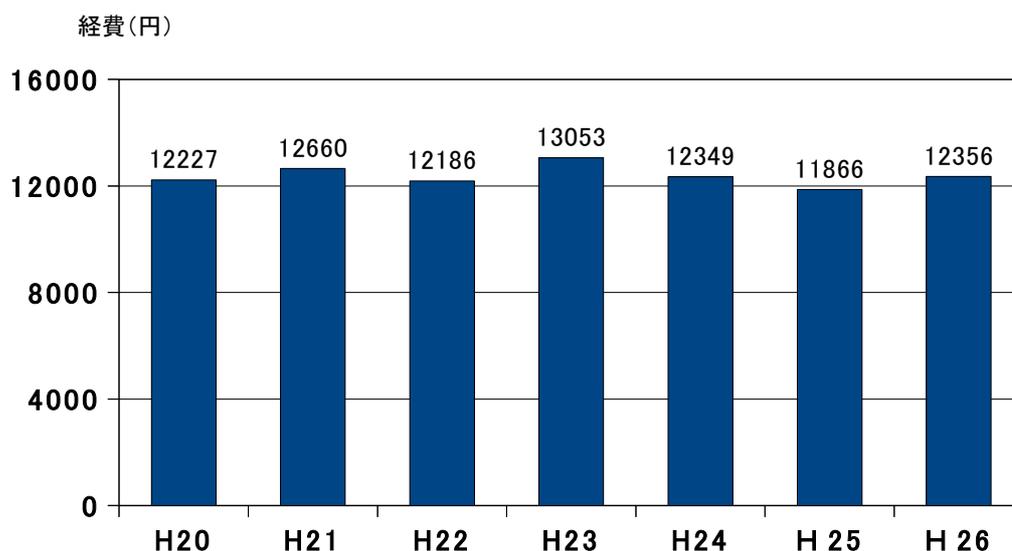
(単位:千円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市のごみ収集・処理にかかる経費	1,481,524	1,525,184	1,429,220	1,393,117	1,279,446	1,189,539	1,186,992
集団回収にかかる経費	12,499	11,493	10,518	11,236	10,017	9,968	9,480
ごみ減量施策にかかる費用	66,200	42,242	43,657	43,787	13,279	13,710	12,239
災害等廃棄物や不法投棄物の処理にかかる経費	12,040	3,644	2,527	162,658	99,015	676	1,116
施設の維持管理にかかる積立金等	0	34,804	52,192	92,082	195,602	295,030	343,293
合計	1,572,263	1,617,367	1,538,114	1,702,880	1,597,359	1,508,923	1,553,120

◆ グラフ・表 4-5 1人あたりのごみ処理経費の推移

本市では、ごみ処理経費を市民の税負担のみで賄っています。

1人あたりのごみ処理経費は年間約12,000円程度で推移していますが、今後の人口減少に伴うごみ処理経費に充てる財源の縮小によって、1人あたりの負担額が増加していく可能性があります。



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
処理人口(人)	128,591	127,759	126,220	130,457	128,917	127,161	125,700
1人あたりの年間ごみ処理経費(円/人)	12,227	12,660	12,186	13,053	12,349	11,866	12,356

4 前計画の評価と課題

(1) ごみ減量化の評価と課題

【現状】

目標値	現状(H 26)	目標値との差
988 g	1,121 g	133 g

【評価】

- 現行計画の中間見直しを行なった平成 22 年度まではごみ排出量が減少傾向にあったことから、目標値を上方修正し 988 g としましたが、平成 23 年度以降、ごみ排出量が増加に転じ目標達成はできませんでした。
- 平成 23 年度以降のごみ排出量の増加は、①東日本大震災の影響、②団塊の世代の退職に伴う片付けごみの増加、③NHK 大河ドラマの放映による観光客の増加や景気の回復基調、消費税率の改定によるかけ込み需要等による消費の増加、等の社会的要因によるものと推定されます。（詳細は【資料 2】ごみの増加要因の分析を参照）
- 平成 26 年度はごみ排出量が減少したことから、今後は震災前と同様に減少基調を示すものと推察されます。

【課題】

- ごみ排出量は震災以前の状況に戻るものと思われませんが、①高齢化と核家族の進行に伴う片付けごみ（生前遺品の整理等）の増加、②家庭・事業所からの食品ロスの増加、③介護施設や自宅介護の増加による大人用おむつの増加等、ごみ排出量を増加（減りにくく）させる要素の存在が確認できます。
- 本市では、7 種 14 分別の実施により市民の分別が徹底されていますが、排出されるごみの総量（ごみ排出量）については、全国平均、県内平均を上回っています。
- 市民インタビューやアンケート（※ 3）の結果、次の状況が考えられます。
 - ① 3 R（※ 4）のうち、リサイクルに対する意識と比較して、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の取組みに対する意識が低い傾向にあります。
 - ② 市民や事業者が本市のごみ問題に接する機会が限られているために、問題意識を共有できていない状況がみられます。

【今後の方針】

- 排出後のごみを減量化するリサイクルについては、今後も継続した取り組みを進めるとともに、ごみそのものを減量化する 2 R（リデュース・リユース）の取組みを大きく打ち出し、減量化の意識を浸透させていきます。
- 家庭や事業所での食品ロスや、片付けの際の衣類・家具類など減量化できるごみについては、できる限りのリデュース・リユースを推進し、ごみの減量化の実現を目指します。
- 市民の生活様式や情報入手の手段が多様化していることから、出前講座や市政だより、ホームページといった受動的・一方向的な媒体だけでなく、幼稚園、学校、事業所等での説明会、または、座談会やワークショップ形式の意見交換会など、能動的・双方向な情報交換の場を設けることで市民・事業者との情報共有を推進していきます。

(2) リサイクルの評価と課題

【現状】

目標値	現状(H 26)	目標値との差
17.0%	15.6%	1.4ポイント

【評価】

- リサイクルについては、これまでの分別徹底の取組みが成果をあげ、大半の市民が正しく分別しており、また、分別やリサイクル推進に対する意識も高い状況にあります。
- 市民インタビュー、アンケートや家庭から出されるごみの組成調査の結果、次の内容が確認されました。
 - ・前計画から大きく取り上げた「雑がみ（※5）」の分別については、約半数の市民の方が実践しています。
 - ・衣類等の「古布類」が「燃やせるごみ」に多く出されており、正しい分別によりリサイクルが進む可能性が高いです。
- 目標値を1.4ポイント下回る結果となりましたが、商品そのものの軽量化・省資源化がその要因と考えられます。

【課題】

- 近年、販売されている製品の種類や素材が多様化していることから、分別方法に関する悩みを抱える市民が多く、より細かい分別方法への問い合わせが増えてきています。
- 「雑がみ」や「古布」については、リサイクルできるという情報を知らない方がまだまだ多く、積極的に分別方法やリサイクルルートに関する情報提供を行なう必要があります。
- 製造メーカーの省資源化の努力により、年々資源物そのものの重量が軽くなってきていることもあり、今後分別が進み、資源物が多く集まってもリサイクル率の上昇には一定の限界があるものと考えています。

【今後の方針】

- よりわかりやすい分別の手引きの作成や積極的な情報発信を行い、正しい分別方法やリサイクルルートを周知していきます。
- 現在、行政が回収を行っていない「古布類」については、集団回収の実施団体の拡大、資源物回収業者及びリサイクルショップ等、民間事業者とも協力し、個人持込やイベント回収等、多様な手法によりリサイクルを促進します。
- 成果が出にくいリサイクル率については、目標値でなく参考値として把握していくこととし、リサイクルの推進については、これまでの取組みを継続、発展していきます。

5 計画の基本方針と目標

(1) 基本理念

近年、「人・モノ・カネ・情報」のやり取りは、市場経済の拡大や、情報通信技術の進展などにより政治・経済・文化など様々な面において、これまでの国家の垣根を超えて地球規模でのやり取りが行われるようになりました。私たちはこのような社会に生きる以上、他国の資源やそこで働き、生活する人々と無関係ではられません。生活のあらゆる場面において「グローバルに考えローカルに行動する」ことが求められています。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った社会経済システムは、天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行など、地球環境に大きな負荷を与え、深刻な状況を招いています。ごみを減らすということは、とりもなおさず、地球の資源・エネルギーをできるだけ大切にしていこうという取り組みです。

国際社会では、全ての人々の利益を尊重した公平かつ持続可能な経済発展が行えるよう、資源循環型の社会経済システムの構築に向け取り組んでいます。

本市においても、将来を見据えながら、“もの”に感謝し、“もの”を大切にする日本人の心を端的に表す「もったいない」精神に基づき、私たち一人ひとりが生活様式を見直すことにより、真に持続可能な社会づくりを目指していきます。

(2) 計画の基本方針

本市は、ごみ減量化に向け、以下の基本方針を定め取組みを推進していきます。

① 2 Rの推進

ごみ減量化・リサイクルの推進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会＝「資源循環型社会」を実現するためには、ごみの発生抑制（リデュース・Reduce）、再使用（リユース・Reuse）、再資源化（リサイクル・Recycle）の取組みを、この順番で行なう、いわゆる「3 R運動」が効果的であるとされます。

本市においては、国・県と共に、まずはリサイクルに力をいれ、市民の分別意識の定着と適正なリサイクルルートの構築に取り組んだ結果、リサイクルは「当たり前」の行為として定着しつつあります。

本計画からは、グリーンな市場経済システムを形成することを目標とし、リサイクルから一歩進み、リデュース・リユースの2 Rに力を入れ、ごみの発生抑制を実現することで3 R運動の更なる強化を目指します。

② 分別の徹底によるリサイクルの推進

リサイクルは、資源の有効活用という効果に加え、ごみの最終処分量（埋立て量）の減量化の効果があり、埋立地の延命化や新たな建設の際の小規模化といった経済負担の軽減と自然環境の保全につながる重要な施策です。

本計画では、後者の最終処分量に着目し、リサイクル意識の定着から、リサイクルルートの拡大、効率化による経済負担の軽減といった、適正かつ効率的なリサイクルの取組みを推進します。

③ 市民・事業者との対話による相互理解の推進

2 Rの取組み拡大には、「持続可能でない生産及び消費の様式を減らし、取り除き」、環境に配慮した市場経済システムを形成することが重要となります。この実現のためには、消費者である私たち一人ひとりが、関心を持ち日々の生活の中で実践することが必要です。

そのために、市民・事業者・市の対話の機会を増やし、ごみ減量化に向けた各取組み主体の相互理解を深めていきます。

(3) 計画の目標 ～ ごみを減らそう！プロジェクト970 ～

ごみ減量化を実現するため、本計画では、平成22年度を基準年とし、そこから、生活系ごみについては約20%、事業系ごみについては約30%の減量化を目指すこととし、以下の数値目標を設定します。

この目標値は国、県の目標値には及ばない数値となっておりますが、まずは、本計画目標の達成を目指し、次いで県内平均、最終的に国内平均を下回ることを目指してまいります。

また、達成度の評価については、ごみの総排出量に関する目標を中心に評価することとします。

種別	指標	平成22年度実績	目標値	計算方法
ごみの総排出量に関する目標	1人1日あたりのごみ排出量	1,222 g	970 g	ごみ排出量(燃やせるごみ+燃やせないごみ+資源物量(集団回収含む))/人口/日
ごみの資源化・最終処分量の削減に関する目標	1人1日あたりの生活系ごみ排出量(資源物をのぞく。)	640 g	480 g	計算式:生活系ごみ排出量のうち、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の総量/人口/日
	1人1日あたりの事業系ごみ排出量(資源物をのぞく。)	299 g	200 g	計算式:事業系ごみ排出量のうち、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の総量/人口/日
	総リサイクル量	13,038 t	13,000 t以上	生活系資源物量+事業系資源物量
削減効果(見込み)	ごみ処理経費	約 8,000 万円		一台あたりの収集経費×削減見込み台数
	最終処分量	約 2,000 トン ※削減率30%(H22年度比)		H22年度最終処分量-減量化達成後の最終処分見込み量
	温室効果ガス	約 3,400トン		二酸化炭素削減量+メタン削減量+一酸化二窒素削減量

【目標値設定の考え方】

- 1 人口変動の影響を最小限とするため、1人1日あたりの量を基準とした。
- 2 平成23年度～平成25年度までは、東日本大震災等の影響によりごみが一時的に増加したため基準とはせず、平成22年度のごみ排出量を基準に減量化目標を求めた。
- 3 減量化目標は、各ごみの種類ごとに分別可能量、減量化可能量を計算し、実現可能な目標を設定した。(計算式:平成22年度実績×減量化可能量×取組率)

※詳細は資料を参照

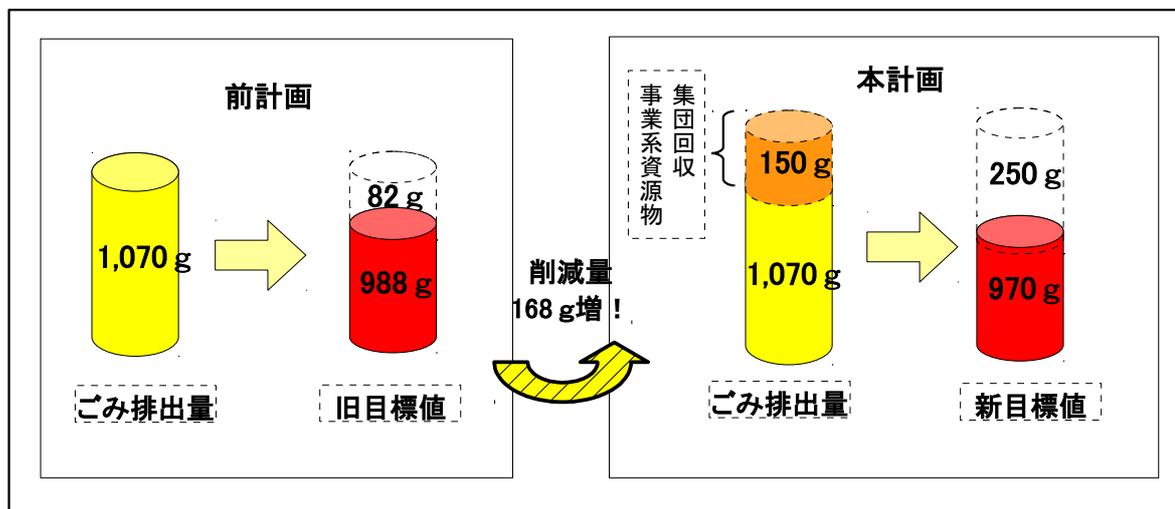
《参考》目標値の改定にともなう統計指標の見直しについて

目標値の設定にあたって、前計画では排出量として含めていなかった「**集団回収資源物量**」と「**事業系資源物量**」をごみ排出量に加えました。

変更の理由

- ① 集団回収資源物量については、国の指針に従い、ごみ排出量に加算し全国自治体との比較ができるようにする。
- ② 事業系資源物については、前計画までのリサイクルの取り組み普及により、事業系ごみのリサイクル(特に、古紙類・生ごみ)がすすみ、資源物の量がある程度正確に把握できるようになったことから、事業者のリサイクルの状況を確認する指標として、事業系古紙類、生ごみを統計に加算する。

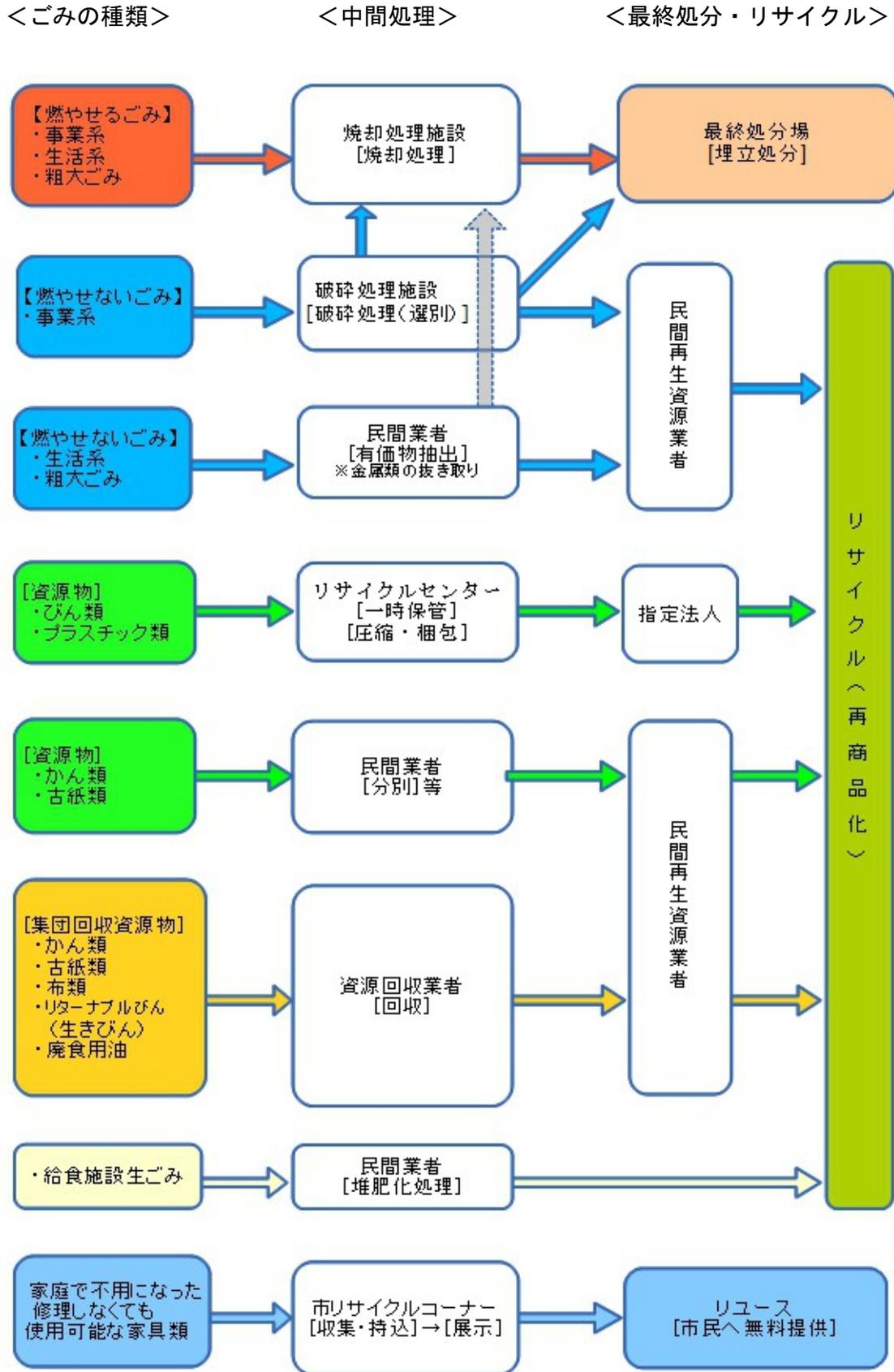
◆ 目標値の変更イメージ (数値は基準年:H22)



なお、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みについては、「【資料4】基本計画の目標値の設定」を参照ください。

(4) ごみの適正処理

収集したごみや資源物は、次のように適正処理、処分します。



6 ごみ減量化施策

各主体が取り組むべき重点的な施策は次のとおりです。

(1) 市民が取り組むこと

① 2Rの推進

●リデュースの推進

★ 生ごみ減量化の促進

食材の「使いきり」「食べきり」「水きり」の”3キリ運動”や生ごみ処理機の利用による堆肥化等を通じ、家庭の生ごみの減量化に取り組めます。

★ 容器包装廃棄物削減の促進

レジ袋や過剰包装を辞退して、容器包装廃棄物の削減に取り組めます。また、タンブラーでの飲料購入等、繰り返し使える容器での商品の購入に協力します。

★ グリーン購入(※6)の推進

エコマーク等を参考に、リサイクル製品や省資源化が進んだ、環境負荷の少ない製品の購入に取り組めます。また、そうした製品の製造・販売に積極的に取り組む企業を商品選択を通じて支えます。



●リユースの推進

★ リユース品の利用

リサイクルショップや市のリサイクルコーナー等を利用しリユース品の活用に努めます。また、友人や親戚等と衣類や家具の交換といった身近なリユースに取り組めます。

★ 一時多量ごみのリユースの促進

大掃除や引越し等、ごみがたくさん出る際には、リサイクルショップや市のリサイクルコーナーを活用し、衣類、家具類等、リユース品の提供に取り組めます。

★ 市民団体・事業者・市のリユース品活用の取組みへの参加・協力

市内で開催されるリユース品の活用につながるイベントや事業に積極的に参加・協力します。



② リサイクルの推進（分別の徹底によるリサイクルの推進）

★ 「雑がみ」の分別徹底

お菓子の箱やティッシュの箱、封筒、メモ用紙といった「雑がみ」の分別を徹底し「燃やせるごみ」の減量化に取り組みます。

★ 一時多量ごみのリサイクルの促進

大掃除や引越し等、ごみがたくさん出る際には、衣類や雑誌等、リサイクルできる資源物の分別に取り組みます。

★ 市民団体・事業者・市のリサイクルの取り組みへの参加・協力

町内会の集団回収や市内で開催されるリサイクルにつながるイベントや事業に積極的に参加・協力します。



③ 相互理解の推進

★ 環境・ごみ問題に関する情報の積極的な取得

インターネットや書籍、市が発信する情報等を通じて、環境・ごみ問題への関心を深めます。

★ 市民団体・事業者・市の環境イベントへの参加・協力

環境イベントに積極的に参加・協力し、環境・ごみ問題の解決につながる取り組みを支援します。

★ まちの美化活動への参加・協力

ポイ捨てや犬ふんの放置をしないよう心がけると共に、市や地区の一斉清掃活動への参加、日頃の家のまわりの清掃等、環境美化の活動に取り組みます。



(2) 事業者が取組むこと

① 2Rの推進

●リデュースの推進

★ 食品ロスの削減

飲食店・食品販売事業者において、食材の使いきりや流通・販売方法の見直し、ドギーバック(※7)の活用など食品ロスの削減に努めます。また、店舗や宿泊施設などで発生する加工時の生ごみやお客様の食べ残しなどの分別を徹底し、堆肥化など生ごみのリサイクルに取り組みます。

★ 環境負荷の少ない商品の製造・販売の促進

拡大生産者責任の下、製造業者においては、製造過程での省資源化・ごみ減量化に取り組みます。また、ごみとなった後の処理を考え、リユース・リサイクルがしやすい商品の製造に努めます。

小売業者においては、在庫管理や商品の販売方法を工夫し、容器包装廃棄物やロスの削減等、ごみ・環境負荷の少ない流通・販売の実現に取り組みます。

★ グリーン購入の推進

備品や原材料等の購入において、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。



●リユースの推進

★ リユース品の利用促進

事務所等の備品等について、リユース品の利用に取り組みます。

★ リユースしやすい商品の製造・販売の促進

製造・販売事業者においては、拡大生産者責任の下、リユースしやすい商品の製造やリユース品の市場拡大に取り組みます。

★ 市民団体・事業者・市のリユース品活用の取組みへの参加・協力

市内で開催されるリユース品の活用につながるイベントや事業の企画・参加・協力し、市民(従業員・消費者)のリユース意識の向上に取り組みます。



② リサイクルの推進（分別の徹底によるリサイクルの推進）

★ オフィス古紙のリサイクルの促進

書類、ダンボール等の「古紙類」の分別を徹底し「燃やせるごみ」の減量化に努めると共に、ペーパーレス化・コンテナの使用等により古紙類の減量化に取り組みます。

★ 店頭回収等、リサイクルルートの拡大

店頭回収の実施や、複数の事業者が共同しての資源物のリサイクル等、資源物の自主回収ルートの拡大に取り組みます。

★ 市民団体・市のリサイクルの取り組みへの参加・協力

市内で開催されるリサイクルの推進につながるイベントや事業の企画・参加・協力し、市民(従業員・消費者)のリサイクル意識の向上に取り組みます。



③ 相互理解の推進

★ ごみ減量化・リサイクル推進に関する情報共有の促進

事業実施にあたっては、環境基本法や廃棄物処理法等、関係法令を遵守すると共に、環境・ごみ問題に関する情報の取得に取り組みます。

★ 市民団体・市等が実施する環境イベントへの参加・協力

環境イベント等に積極的に参加・協力し、環境・ごみ問題の解決につながる取組みを支援します。

★ 市民団体・市等が実施する美化活動への参加・協力

市や地区の一斉清掃活動への参加、事業所のまわりの清掃等、地域の一員として、環境美化活動に取り組みます。



(3) 市が取り組むこと

① 2Rの推進

●リデュースの推進

★ 事業所への啓発及び指導

市内の事業者に対し、リデュースに関する優良事例の情報提供の他、ごみ排出の適正な処理について、啓発や指導に取り組みます。

★ 庁舎ごみの減量化の推進

ペーパーレス化をはじめ、市自ら、庁舎ごみの減量化に取り組みます。

★ 会議・イベント等における使い捨て容器の削減

会議・イベントにおける飲料や食品の提供の際に、使い捨て容器の削減に取り組みます。



●リユースの推進

★ リユース文化の普及拡大

リサイクルコーナーの運営や市民への優良な民間事業者の紹介、リユース品を活用した寄付運動やリユースイベント開催の支援等に取り組み、リユース文化の普及や市場の活性化をはかります。

★ リユースに関する情報発信の強化

リユース品の活用に関する優良事例やリユース品活用の際の注意点等、市民・事業者へ積極的に情報提供を行い、市民・事業者のリユース意識の向上に取り組みます。

★ リユース品の利用促進

庁内での備品の譲り合い等、物品のリユースに取り組みます。



② リサイクルの推進（分別の徹底によるリサイクルの推進）

★ 多様なリサイクルルートへの構築

店頭回収や拠点回収、集団回収等、市民・事業者が資源物を出しやすい環境を整備し、更なるリサイクルの推進をはかります。

★ リサイクルに関する情報発信の強化

リサイクルされた資源の活用状況や事業者の優良事例等、リサイクルに関する情報を市民・事業者へ積極的に発信し、市民・事業者のリサイクル意識の向上に取り組みます。

★ 庁内古紙のリサイクルの促進

庁内の古紙類の分別を徹底し、リサイクルに取り組みます。



③ 相互理解の推進

★ ごみ減量化・リサイクル推進に関する情報収集・発信力の強化

職員自ら、環境・ごみ問題に関する知見を深めると共に、情報や成果をウェブサイトや広報誌、チラシ等、多様な媒体を用いて発信していきます。

★ 市民・事業者との対話の場の創出

出前講座、座談会、ワークショップ等、市民・事業者が気軽に参加できる対話・意見交換の場をつくり、市民・事業者と共に市のごみ問題について考えていきます。

★ 市民団体・事業者等の協働体制の構築

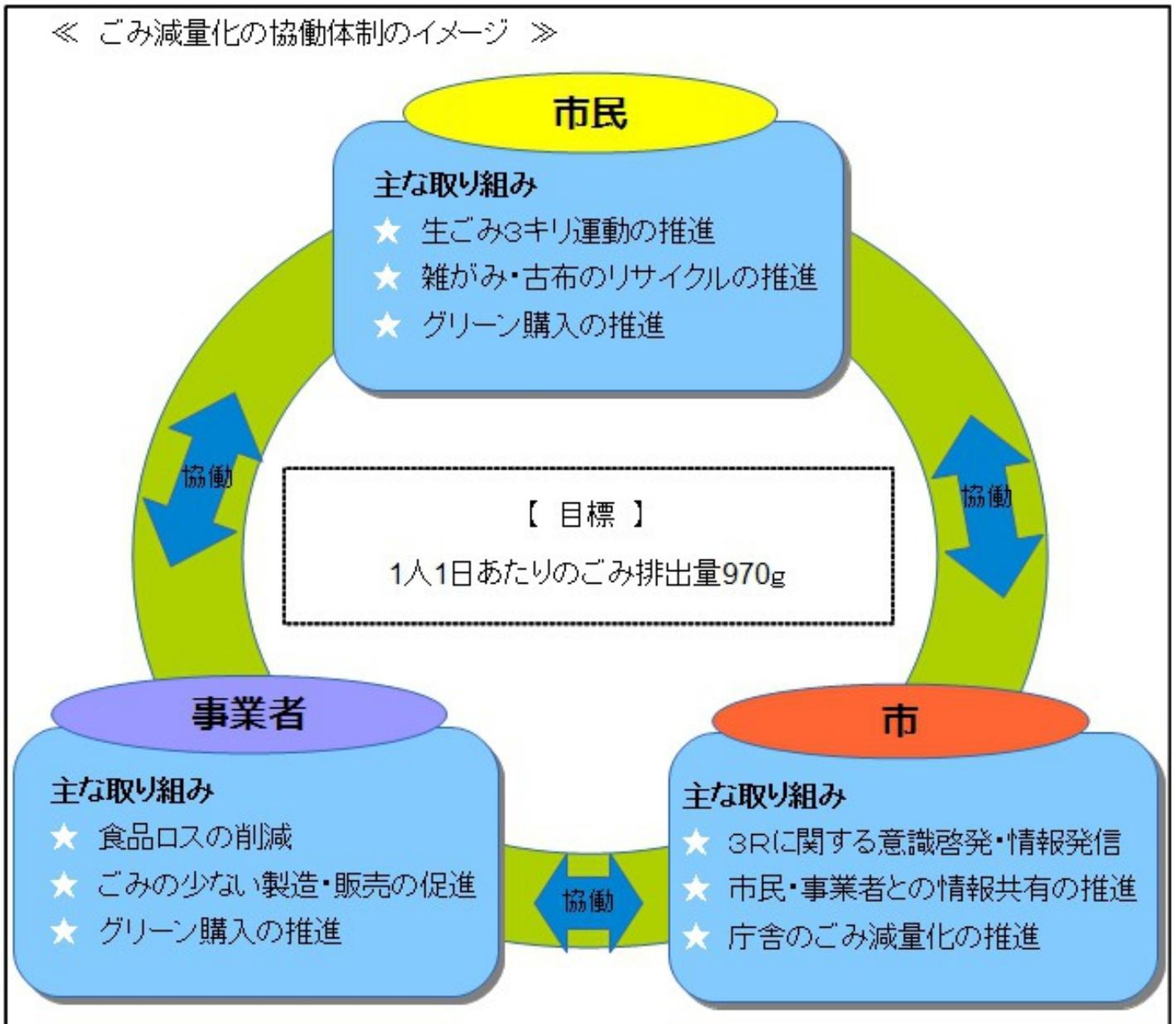
市民団体、NPO・事業者等との連携・情報共有を深め、容器包装廃棄物の削減や商品の製造・販売方法の改善等、市民・事業者・市が一体となっごみ減量化に取り組む体制の構築を目指します。



(4) ごみ減量化の協働体制

ごみの減量化については、市民・事業者・市がそれぞれの立場で一体となって取り組むことで最大の効果が発揮されます。

ごみ減量化の協働体制のイメージは次のとおりです。



7 持続可能なごみ処理体制の構築

(1) ごみの処理体制に関する基本方針

① 対象区域

本市全域を対象区域とします。

② 処理対象ごみ

本市が処理を行う一般廃棄物は大きく2種類に分けられ、それぞれ処理の主体、方法が異なります。

ア) 家庭での日常生活に伴って生じた廃棄物（生活系一般廃棄物）

イ) 事業活動※に伴って生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）

※事業活動とは...

廃棄物処理法上の「事業活動」とは、不特定多数を対象とし、反復継続して行なう活動のことで、営利、非営利、規模の大小を問いません。よって、製造業だけでなく、事務所、病院、商店等、個人事業も含み、すべての事業が含まれます。

③ 収集・運搬計画

ア) 家庭での日常生活に伴って生じた廃棄物（生活系一般廃棄物）

排出者	処理主体	処理方法	分別の区分
市民	市	燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物に分別し、収集日当日の朝8:30までに、ごみ・資源物排出ステーションに出す。	「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「古紙類」、「かん類」、「びん類」、「プラスチック類」、「粗大ごみ・リサイクル品」に分別する。 ※7種14分別(H27.4現在)

なお、生活系一般廃棄物の排出方法や収集日、分別の区分については、法令改正や本市のごみ減量化・リサイクル施策を踏まえ、適宜変更を検討し、毎年策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」において定めることとします。

イ) 事業活動※に伴って生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）

排出者	処理主体	処理方法	分別の区分
事業者	事業者	・自身で会津若松地方広域市町村圏整備組合の一般廃棄物処理場（環境センター）に搬入する。 ・市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者へ収集運搬を委託する。	廃棄物処理法に従い、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処分する。 ※産業廃棄物は、県の許可を持つ産業廃棄物処理業者へ処理を委託する。

参考：会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和53年3月30日条例第7号)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

④ 中間処理・最終処分

本市の一般廃棄物の中間処理・最終処分は、本市を含む周辺10市町村で形成する一部事務組合「会津若松地方広域市町村圏整備組合」が設置する一般廃棄物処理施設「環境センター」において行ないます。

当該一部事務組合と連携し、安全で環境負荷が少なく、かつ経済的なごみの処理ができる施設の整備に努めるとともに、処理施設や最終処分場の延命化が図れるよう、ごみの減量化に取り組めます。

また、リサイクル（資源化）の推進にあたっては、環境センター以外の市内外の環境産業事業者を活用することも重要であることから、資源・エネルギーの地産地消を目指し、これらの事業者との連携・協働を図ります。

⑤ 一般廃棄物会計基準によるコスト分析

今後、人口減少等により市の財政規模の縮小や1人当たりのごみ処理経費の負担増が予想されることから、企業会計的な考え方を取り入れた環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ処理に関するコストの”見える化”と分析を行い、市民ニーズやごみ排出量に応じた適正な収集体制を構築していきます。

(2) 許可計画

廃棄物処理法第7条5項及び第10項の規定を踏まえ、一般廃棄物処理業の許可については、資源循環型社会の形成と、ごみの減量化・リサイクルを推進する観点から対応します。

基本的な方針としては、本市のごみ減量化への取り組み、現行の許可業者の状況等を踏まえ、収集運搬業については抑制、処分業については内容を精査した上での促進を原則とします。

なお、詳細については、毎年度策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で定めるものとします。

(3) ごみ処理有料化

ごみ処理の有料化は、ごみの減量化やリサイクルの推進、処理費用の公平化に資するものとして、近年、導入する自治体が増えています。

しかしながら、有料化した自治体においては、減量効果が数年間しか持続せず、その後は増量に転じた（いわゆるリバウンドが見られる）ところもあり、また、手数料を負担していることが罪悪感を打ち消し、分別・リサイクルの取り組みが後退する可能性も指摘されています。

本市のごみの排出状況は、平成22年度までは着実に減少傾向を示しており、平成23年度から平成25年度にかけて一時的に増加しましたが、これは、東日本大震災による影響等が大きいと考えられます。

こうしたことから、今後のごみ排出量の推移等を見ながら、また他市の状況等も参考にして引き続き研究していくこととします。

(4) 小型家電リサイクル

平成25年4月に貴金属や希少金属の回収を主な目的とした小型家電リサイクル制度が開始されました。

市としての財政負担や回収量に左右されない事業の継続性等を見極めながら、より効率的・効果的な実施手法（例えば、会津若松地方広域市町村圏の市町村をまとめたカタチで実施する）について、関係機関や自治体と協議・検討していきます。

(5) その他必要な事項

① 適正処理困難物等に関する基本方針

ベッドやソファのスプリング、漬物石、コンクリートブロック、外壁材等は一般廃棄物処理施設では処理できない廃棄物（適正処理困難物）です。

近年、小売事業者の流通や販売方式の流動化、家庭で使用される製品の多様化により、適正処理困難物の性質・種類も多様化してきています。

市としては、拡大生産者責任に基づき、販売事業者や製造事業者へ処理・リサイクルルートの確立を求めると共に、近隣の廃棄物処理事業者と連携し、安全・適切に処理できる体制を構築していきます。

② 事業系一般廃棄物の排出指導に関する基本方針

事業系ごみの減量化や分別排出、適正処理について積極的に指導啓発していきます。

③ まちの美化に関する基本方針

ポイ捨てや犬ふん放置の防止、清掃活動への参加等、環境美化の取組みは、市民の「自分の住むまちは自分たちできれいにする」という意識の高揚と内発的な行動の拡大が重要です。

よって、身近な地域の自然環境や史跡、公園等の公共施設への理解促進、地区ごとの環境美化推進協議会、生活環境保全推進員との協働により市民1人ひとりの環境美化意識を啓発していきます。

また、全市的な一斉清掃活動を実施し、市民の清掃活動への参加を促します。

④ 不法投棄の防止に関する基本方針

各地区の不法監視員と協働し、不法投棄パトロールによる防止・監視体制の構築に勤めるとともに、市民・事業者に対し、所有する土地の適正管理を周知し協力を求めます。

また、実際の不法投棄等、廃棄物処理法に違反する事案が発生した際には、国・県・警察と共に適切な対応を行ないます。

⑤ 災害廃棄物に関する基本方針

大規模災害により、災害廃棄物が発生した場合には、市が別途定める災害等廃棄物処理計画並びに国・県の処理方針に従い、迅速かつ適切に処理を行い市民生活の早期復旧に努めます。

⑥ 在宅医療廃棄物に関する基本方針

医療用注射針、点滴針、ペン型自己注射針等、在宅医療廃棄物のうち、鋭利なものについては、事故や感染症拡大の予防のため、直接医療機関に持ち込むこととします。

⑦ その他の事項

この他、一般廃棄物の減量リサイクル及び適正処理の必要な事項については、毎年度策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で適宜定め、取り組みを進めるものとします。

8 計画の進行管理

本計画における施策を着実に推進し、ごみ減量化を達成するため、施策の進捗状況や目標に対しての到達度を把握し、その状況を評価し、評価結果を施策、目標の見直しにつなげる継続的改善の仕組み(PDCAサイクル※)に基づき、計画の進行管理を行います。

(1) 実施計画の策定 (Plan)

本計画に掲げられた方針に基づき、毎年度『一般廃棄物処理実施計画』を作成し、公表します。

(2) 環境施策等の取り組み推進 (Do)

実施計画に示す個別施策の取り組みを市民・事業者とともに推進します。

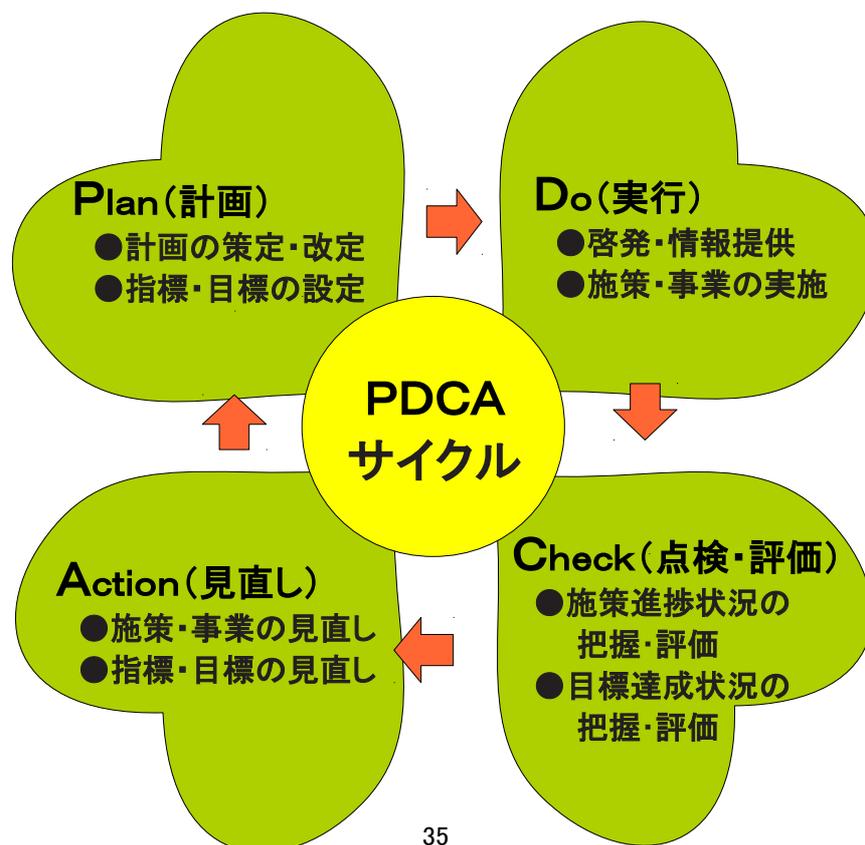
(3) 取り組み状況の点検・評価 (Check)

各施策の進捗状況や目標達成状況等の点検・確認を行い、ごみ処理状況と合わせて市民・事業者等へ公表するとともに、廃棄物処理運営審議会(※8)に報告する等、意見や提言を踏まえ、評価を行ないます。

また、排出指導や出前講座、環境イベント等、市民・事業者と直接対話できる機会を活用し、積極的に市民・事業者の意見を聴取し、施策に反映していきます。

(4) 事業等の見直し (Action)

点検・評価の結果を基に取り組み内容等の見直しを行い、次年度の実施計画に反映します。



9 用語解説等

※1) リサイクル率

ある特定区域内における「資源化量÷ごみ発生量」のことです。

※2) 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物以外の廃棄物のことを指します。家庭から排出されるものの他、事業活動により排出される廃棄物も含まれます。

※3) 市民インタビューやアンケート

今回、計画を策定するにあたり、市民のごみ減量化に対する意識や排出実態等を把握するため、インタビュー調査とアンケート調査を実施しました（インタビュー数310人・アンケート回答者数68人）。

調査結果の詳細は【資料3】市民意識調査をご覧ください。

※4) 3R（3アール）

3Rは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つの英語の頭文字を表し、その意味は次のとおりです。

・リデュース（廃棄物等の発生抑制）

生産時の天然資源の投入量抑制や過剰な消費・使用の回避など廃棄物の発生自体を抑制すること。

例[1]：必要ない物は買わない、もらわない

例[2]：買い物にはマイバッグを持参する

・リユース（廃棄物等の再使用）

いったん使用された製品、部品、容器等の形状を維持したまま再び使用すること。

例[1]：詰め替え用の製品を選ぶ

例[2]：いらなくなった物を譲り合う

・リサイクル（廃棄物等の再生利用）

再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生使用すること

例[1]：ごみを正しく分別する

例[2]：ごみを再生して作られた製品を利用する

※5) 雑がみ

家庭で排出される古紙のうち、新聞、雑誌、ダンボール及び飲料用パック等の区分に入らず、一定規格以上の大きさとリサイクルができるものです。

※6) グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

※7) ドギーバッグ

主にアメリカの外食産業で用いられる、客が食べ残した料理（いわゆる「食べ残し」）をつめて客が持ち帰るための袋や容器のことです。

ドギーバッグは、レストラン等で食べ残した料理を自宅で飼っている犬に食べさせるという名目で、客自身が自宅で食べるために客が自己責任で食べ残しを持ち帰るために用いられる、袋等の容器の総称です。

※8) 廃棄物処理運営審議会

本市における廃棄物処理行政の適正かつ円滑な運営を図るための第三者機関です。条例に基づき設置され、審議会は、市長の諮問に応じ、廃棄物処理に関する重要事項について調査審議します。委員は10人以内で、任期は2年です。